

No	Q	A
1(1)	どのような事業がこの補助金の対象になりますか？	個人住宅に設置されている「LED照明器具」、「エアコン」、「電気冷蔵庫」、「給湯器」を省エネルギー性能の高い製品へと入替した場合が対象です。設置した家電等の種類ごとに要件がありますので、詳しくは別問をご確認下さい。
1(2)	補助対象者の要件を教えてください。	補助対象者の主な要件は以下のとおりです。 ①申請受付日時点で魚沼市に住所を有していること。 ②令和8年4月1日以降に、市内の販売店舗等において、対象となる省エネ家電等（新品）を入替を目的として購入し、自らが居住する市内の住宅に設置した方。 ※設置する住宅が自らの所有でないときは、住宅の所有者から設置の同意を得て設置して下さい。 ③市税を滞納していないこと。 ④魚沼市暴力団排除条例(平成23年魚沼市条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員との社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 ⑤同一世帯の方が、同一の省エネ家電等に対し、市の他の補助金の交付及びこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。 ⑥家庭からの温室効果ガス排出削減に協力できること。
1(3)	申請者は世帯主である必要がありますか？	世帯主以外の方も申請可能です。家電等を購入した方が申請してください。また補助金の申請は1種類の家電等に対して1世帯あたり1回までです。
1(4)	二世帯住宅の場合、各世帯ごとに申請ができますか。	住民基本台帳に別世帯として登録されていれば、どちらの世帯も申請することができます。なお、別世帯であることが確認できるよう、2世帯分の住民票（世帯全員の氏名が記載されたもの）を添付してください。
1(5)	世帯主が申請し、補助金は配偶者の口座で受け取りできますか？	申請者以外の名義の口座で補助金の受け取りをすることはできません。
1(6)	「家庭からの温室効果ガス排出削減に協力できる」とはどういったことでしょうか？	申請者の皆さまには、温室効果ガス排出量を減らすためにご家庭でできる省エネに取り組んでいただけるよう、申請書に各家庭での取組みについて記入し、実践していただきます。
1(7)	令和8年4月1日より前に購入した家電等は対象になりませんか？	4月1日より前に対象家電等の費用を支払った場合でも、事業の完了日（家電等の費用の支払及び家電等の引き渡しの両方が完了した日を示す）が4月1日以降であれば補助対象になります。 その場合、納品日の記載された納品書など事業完了日が確認できる資料の写しも提出してください。
2(1)	補助対象となる「LED照明器具」について教えてください。	補助対象となるのは、LED照明器具のうち、省エネ基準達成率100%以上の製品です。（目標年度2020年度） ※業務用やランプ（電球）のみの交換、スタンドライト等の持ち運びが可能な商品は補助対象外です。 ※蛍光灯その他のLED照明器具以外の照明器具からの入替を対し、新設や修繕は対象外です。

2(2)	補助対象となる「エアコン」について教えてください。	補助対象となるのは、家庭用エアコンのうち、省エネ基準達成率100%以上の製品です。（目標年度2027年度） ※業務用家電は補助対象外です。 ※入替を対象とし、新設や修繕は対象外です。
2(3)	補助対象となる「電気冷蔵庫」について教えてください。	補助対象となるのは、家庭用電気冷蔵庫のうち、省エネ基準達成率100%以上の製品です。（目標年度2021年度） ※業務用家電は補助対象外です。 ※入替を対象とし、新設や修繕は対象外です。
2(4)	補助対象となる「高効率給湯器」について教えてください。	補助対象となるのは、以下の製品です。 ①CO2冷媒ヒートポンプ給湯器のうち、JIS C9220に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上（ただし寒冷地仕様は2.7以上）のもの。 ②潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）のうち、給湯暖房器にあつては給湯部熱効率が94%以上、給湯単能器及びふろ給湯器にあつてはモード熱効率が83.7%以上のもの。 ③潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）のうち、油だき温水ボイラーにあつては連続給湯効率が94%以上、石油給湯機の直圧式にあつてはモード熱効率が81.3%以上、石油給湯機の貯湯式にあつては74.6%以上のもの。 ④ハイブリッド給湯器のうち、熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が102%以上のもの。 ※業務用家電は補助対象外です。 ※従来型給湯器から上記製品への入替を対象とします。
2(5)	現在、15年ほど前に設置したエコキュートを使用しています。以下の場合、補助対象になりますか？ ①新しいエコキュートに入れ替えた場合 ②エコキュートからエコジョーズに入れ替えた場合	本補助金では、従来型給湯器から高効率給湯器への入替を対象とするため、①、②の場合とも対象外です。
2(6)	電機温水器からエコキュートへの入替は対象になりますか？	電気温水器（従来型）からエコキュートへの入替は対象となります。
2(7)	「省エネ基準達成率」の確認方法を教えてください。	以下のいずれかの方法で確認できます。 方法①「省エネ型製品情報サイト」で品番を検索する 方法②店舗やカタログに表示されている省エネラベルを確認する 方法③店舗やメーカーに問い合わせて確認する
2(8)	省エネ基準達成率（目標年度2027）が100%のエアコンの場合、この補助金の対象になりますか？	「目標年度で省エネ基準達成率が100%以上の製品」には、省エネ基準達成率100%の製品も含まれますので、対象になります。

2(9)	市外の販売店やオンラインストアで購入した家電等は対象になりますか？	補助の対象になりません。市外店舗、インターネット購入品は対象外です。
2(10)	リサイクルショップ等で販売されている中古品は補助の対象となりますか？	補助の対象となりません。補助対象となるのは、新品未使用のものに限ります。
2(11)	自宅にある古い対象家電等をリサイクルショップ等で引き取ってもらい、新たに対象家電等を購入する場合は対象になりますか？	補助の対象になりません。古い対象家電等については、撤去し、適切に廃棄していただくこととなります。（エアコン、電気冷蔵庫については、家電リサイクル法に基づいて排出する必要があります。）
2(12)	自宅にある古い対象家電等を知人の家で引き取ってもらい、新たに対象家電等を購入する場合は対象になりますか？	補助の対象になりません。古い対象家電等については、撤去し、適切に廃棄していただくこととなります。（エアコン、電気冷蔵庫については、家電リサイクル法に基づいて排出する必要があります。）
2(13)	3月20日にエアコンの購入代金を支払い、4月に設置工事を行う場合、この補助金の対象になりますか？	購入契約や代金の支払を令和8年4月1日より前に行った場合でも、事業完了日が4月1日以降であれば、当該補助事業の対象となります。その場合、納品書などで設置日が4月1日以降であることが確認できる必要があります。
2(14)	エアコンを1台処分し、新たに冷蔵庫を1台購入する場合は補助対象になりますか？	補助対象になりません。種類の異なる家電等への買い替えは補助対象外となります。
2(15)	エアコンを1台処分し、新たに3台購入する場合は補助対象になりますか？	1台のみ対象となります。
2(16)	蛍光灯の照明器具3台処分し、新たにLED照明器具を3台購入する場合は補助対象になりますか。 また、蛍光灯の照明器具1台処分し、LED照明器具を新たに3台購入する場合は補助対象になりますか？	LED照明器具の場合、3台処分し、3台購入した場合、その合計額で申請可能です。1台処分し、3台購入した場合については、入替えを行った1台のみが対象となります。
2(17)	店舗兼併用住宅に設置した場合は、補助対象となりますか？	家庭用として利用する場合には、補助対象となります。家庭用として利用することが写真で確認できるようにしてください。
2(18)	エアコンと電気冷蔵庫の設置日が異なる場合、どのように申請すればよいですか？	以下のどちらの方法でも申請可能です。 ① 1つの申請書にエアコンと冷蔵庫の情報を記載し、両製品の設置後に申請する。 ② 2つの申請書にエアコンと冷蔵庫の情報を分けて記入し、それぞれ設置後に市に申請する。 ※②の方法で申請する場合は、申請ごとに必要書類をすべて添付してください。

3(1)	申請方法について教えてください。	生活環境課窓口に直接申請書類を提出してください。なお、北部事務所や市民サービスコーナーなど、その他の窓口に申請書類を提出することはできません。 【提出先】市民福祉部生活環境課環境対策係 〒946-8601 新潟県魚沼市小出島910番地 (魚沼市役所本庁舎2階15番窓口)
3(2)	申請期間について詳しく教えてください。	申請期間は令和8年4月1日から受付を開始します。 ※先着順とし、予算がなくなり次第、終了とします。(予算残額はホームページに掲載しています)
3(3)	交付決定はどのように決まりますか？	交付申請兼実績報告書に不備がないことを確認した上で市が受付、審査を行います。補助金の交付を決定した場合は交付決定兼額の確定通知書を、不交付を決定した場合には不交付決定通知書を、それぞれ申請者あてに通知します。
3(4)	予算額を上回る申請があった場合、どのように交付決定されますか？	交付決定については、予算の範囲内において交付することとし、先着順で受け付けます。
3(5)	申請書に不備があった場合の対応はどうなりますか？	必要書類に不備があった場合、市から申請者に連絡します。申請書類の不備により必要書類の追加や訂正があった場合、必要書類がすべてそろった時点を受付日とみなします。(市が書類を審査し、申請者に連絡するまで日数を要する場合がありますので、必要事項が記載されているか、書類に不備がないか確認してから提出してください)
3(6)	申請者の代わりに、代理の人間が申請書類を窓口に出してもよいですか？	申請者本人の同意に基づいて、代理の方が申請書を提出することは可能です(委任状不要)。
3(7)	「市税の滞納がないこと」はどうやって確認するのですか？	申請者に市税の滞納がないことを確認するため、申請者の同意に基づいて、市職員が納税状況を閲覧します。
3(8)	市職員が納税状況を閲覧することに同意しない場合は、どうなりますか？	市職員が納税状況を確認することに同意いただけない場合は、申請者1名分の「未納なし(市税に未納がないと表示された)証明書」を提出してください。
3(9)	自己所有でない住宅に家電等を設置する場合、住宅所有者の同意を得ていることを示す書類を提出する必要がありますか？	住宅の所有者の同意を示す書類の提出は不要ですが、所有者とのトラブル防止のため、申請者の責任で、住宅の所有者から同意を得るようにしてください。
3(10)	エアコンについて、この補助金の交付決定を受けた後、電気冷蔵庫を入替する場合、補助金の交付を申請することはできますか？	1世帯につき、エアコン、電気冷蔵庫、高効率給湯器それぞれ1台まで申請することができます。LED照明器具については、1世帯につき複数台申請することができます。(1台ごとに申請することも、まとめて申請することも可能です。)

<p>3(11)</p>	<p>令和5年度に居間のエアコンを入替えを行い、この補助金の交付を受けました。 今年子ども部屋のエアコンを入替えたいと思っていますが、この補助金の交付対象になりますか？</p>	<p>補助の対象になりません。 この補助金の交付の対象となるのは、1つの世帯ごとに、エアコン、電気冷蔵庫、高効率給湯器については、それぞれ1台までです。 過年度にエアコンの入替えに対し、補助金の交付を受けている場合は、別の部屋のエアコンの入替えであっても、補助を受けることはできません。</p>
<p>3(12)</p>	<p>提出書類に添付する写真はどのようなものが必要ですか。</p>	<p>①、②の写真を事業実施前と事業完了後それぞれ撮影し、提出してください。 ①自宅での設置状況が分かる写真（対象製品の全景が写っているもの） ②設置されている製品の型番、製造番号が分かる写真</p>
<p>3(13)</p>	<p>本補助金の交付を受けた対象家電等を、住所の異なる他人に譲渡してもよいですか。</p>	<p>6年を経過するまでに、市長の承認を受けずに、交付の目的に反して使用または譲渡、交換、貸し付け、担保に供することを禁止しています。（申請者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合は除きます）</p>
<p>4(1)</p>	<p>どのような経費が補助対象になりますか？</p>	<p>補助対象となる経費は、対象家電等の購入及び設置にかかった費用です。古い製品の処分費用等は補助対象経費に含みません。 ≪補助対象経費≫・本体費用・工事等の設置に要する費用・設置に必要な部品及び附帯設備等の費用 ※値引き及び下取り金額は補助対象経費から差し引いて計算しますのでご注意ください。 ※補助対象者が自ら工事するのに要した費用は、補助対象経費の対象になりません。 ≪補助対象にならない経費の例≫・消費税・古い家電等の処分費・家電リサイクル料金・販売店等の延長保証費用・配送料</p>
<p>4(2)</p>	<p>補助額について詳しく教えて下さい。</p>	<p>エアコン、冷蔵庫、給湯器は補助対象経費の3分の1の額、LED照明器具は2分の1の額について、家電等の種類ごとに以下の金額を上限額とし、千円未満を切り捨てた額を補助金として交付します。 1世帯でエアコン、電気冷蔵庫、LED照明器具を各1台分申請された場合、それぞれの品目ごとに計算し、合計額を支給することになります。 【LED照明器具】 ①市内に本店がある店舗、事業者から購入した場合の上限額：1万5千円 ②その他の店舗等で購入した場合の上限額：1万円 【エアコン、電気冷蔵庫】 ①市内に本店がある店舗、事業者から購入した場合の上限額：3万円 ②その他の店舗等で購入した場合の上限額：1万5千円 【高効率給湯器】 上限額：5万円</p>

<p>4(3)</p>	<p>補助額の計算例を教えてください。</p>	<p>《例》エアコンの入替工事として以下の経費を支払った場合</p> <p>【経費内訳】</p> <p>①本体価格80,000円（税抜）、②取付費10,000円（税抜）、③既設製品の処分費5,000円（税抜）、④リサイクル費2,640円、⑤値引き2,000円</p> <p>【考え方】</p> <p>補助対象経費…①、② 補助対象経費から差引く額…⑤ 補助対象経費外…③、④</p> <p>①+②-⑤=88,000円 →88,000×1/3=29,333… →千円未満切り捨て <u>29,000円</u></p> <p>【市内に本店がある店舗等で購入した場合】 上限額3万円>29,000円→補助金額29,000円</p> <p>【その他で購入した場合】 上限額1万5千円<29,000円→補助金額15,000円</p>
<p>4(4)</p>	<p>商品券やポイントを利用して対象製品を購入した場合、補助対象になるか教えてください。</p>	<p>補助の対象となります。会計方法について、現金、クレジットカード、商品券、ポイント等の手段は問いません。</p> <p>ただし、販売店で商品代金から割引があった場合（クーポン割引など）は、割引後の金銭支払額が補助対象経費となります。</p>
<p>4(5)</p>	<p>電気冷蔵庫（補助対象）10万円と電子レンジ（補助対象外）1万円を同時に購入し、1万円の値引きを受けました。この場合、補助対象経費はどうなりますか？</p>	<p>①レシート等で値引きの内訳が判断できる場合</p> <p>（例①）1万円のうち、冷蔵庫とレンジの値引き額がそれぞれ5千円の場合 100,000円-5,000円（冷蔵庫の値引額）=95,000円</p> <p>（例②）値引き対象が判断できない場合 100,000円-10,000円（値引き額全額）=90,000円</p>
<p>5(1)</p>	<p>国の補助事業との併用はできますか？</p>	<p>令和8年度事業については、国事業と同じ経費を補助対象とすることはできません。併用しようとする場合、生活環境課へご相談ください。</p>
<p>5(2)</p>	<p>魚沼市住宅リフォーム支援事業補助金との併用はできますか？</p>	<p>市の他の補助事業との併用については、同じ工事内容を補助対象とすることはできません。</p> <p>併用する場合には、交付申請書に添付する見積書内で対象経費を明確に分ける必要があります。（例：居間の内装工事を行なう場合：当事業ではエアコンの本体費用、取付設置に係る費用のみを対象とし、住宅リフォーム支援事業ではそれらの費用を対象経費から明確に除外すること）</p>
<p>5(3)</p>	<p>補助金の交付を受けた家電等は、どのくらいの期間使用しなければなりませんか？</p>	<p>補助金の交付決定の日から起算して6年間使用していただく必要があります。</p>